

議案第120号

消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例案

消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「確定した日」を「確定した日（以下「事故発生日」という。）」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附則第4条第7項中「消防協力者」を「消防協力者等」に改め、同項第2号及び同条第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附則第4条の2第1項中「消防協力者の」を「消防協力者等の」に改め、同条第2項中「消防協力者」を「消防協力者等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の消防協力者等損害補償条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「特定期間」という。）において、この条例による改正前の消防協力者等損害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（これらの損害補償のう

ち特定期間に係る分に限る。)並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償(特定期間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償の補償基礎額及び障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を改定するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

消防協力者等損害補償条例（抄）

（補償基礎額）

第3条 省 略

- 2 補償基礎額は、8,800円とする。ただし、その額が消防協力者等の通常得ている収
8,900円

入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防協力者等の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断により疾病の発生が確定した日（以下「**事故発生日**」という。）において、他に生計のみちがなく主として消防協力者等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防協力者等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(6) 省 略

4 省 略

附 則

（障害補償年金前払一時金）

第3条の4 省 略

2-4 省 略

- 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時

金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 省 略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期
月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の
事故発

5 に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数
生日における法定利率

があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得
た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の
額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあ
つては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべ
き当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定によ
る合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた
額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払
一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5
事故発生日における法

に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数
定利率

を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額
から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金）

第4条 省 略

2-6 省 略

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支

給の原因たる消防協力者の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給す
消防協力者等

べき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けるこ
とができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有すること
となつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項
の申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る消防協力者の
消防協力者等

死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停
止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定に
よるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げ
る額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止
する。

(1) 省 略

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期
月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の
事故発

5 に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数
生日における法定利率

があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得
た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の
額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあ
つては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべ
き当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定によ
る合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた
額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払

一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に $\frac{100}{100}$ 分の5
事故発生日における法

に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数
定利率

を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額
から差し引いた額とする。

9 省 略

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した消防協力者 の遺族に対する第8 消防協力者等

条及び第10条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第8
条第1項第1号及び第3号並びに第10条第1項第6号中「60歳」とあるのは、それぞ
れ同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略

2 次の表の左欄に掲げる期間に消防作業に従事し、又は救急業務に協力したことによ り、死亡した消防協力者 の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該消防協力 消防協力者等 消防協力

者 の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢
者等

であつたもの（第8条第1項第4号に規定する者であつて第10条第1項第6号に該当
するに至らないものを除く。）は、第8条第1項（前項において読み替えられる場合
を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。こ
の場合において、第9条第1項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とある
のは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第4条の2第2項の規定に基づ
き遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金

に係る消防協力者 の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないも
消防協力者等

のを除く。）」と、第10条第2項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第1号から第4号までのいずれか」とする。

省 略

3-5 省 略